

平成 17 年 8 月 29 日

庄原市行政経営改革審議会
会長 吉川 富夫 様

庄原市長 滝 口 季 彦

庄原市の行政経営改革について

バブル経済の崩壊後、日本経済の低迷により国・地方とも厳しい財政状況が続く中、地方公共団体は、地方分権社会の進展、急速に進む少子高齢化や人口の減少、住民の価値観の多様化など、日々変化する社会環境への対応が求められています。

庄原市においては、平成17年3月31日、行政にとって最大の改革ともいえる市町村合併を実現し、行政組織・自治体運営の再構築を図ったところですが、三位一体改革の影響等により、なお一層、厳しい財政状況に陥っています。

加えて、過疎化・少子高齢化の進行、広大な面積に集落・住居が点在する特徴的な地域形態など、市全体あるいは地域で取り組むべき課題が、多数、存在しており、更なる行財政改革が要請されています。

地方自治法では「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しています。

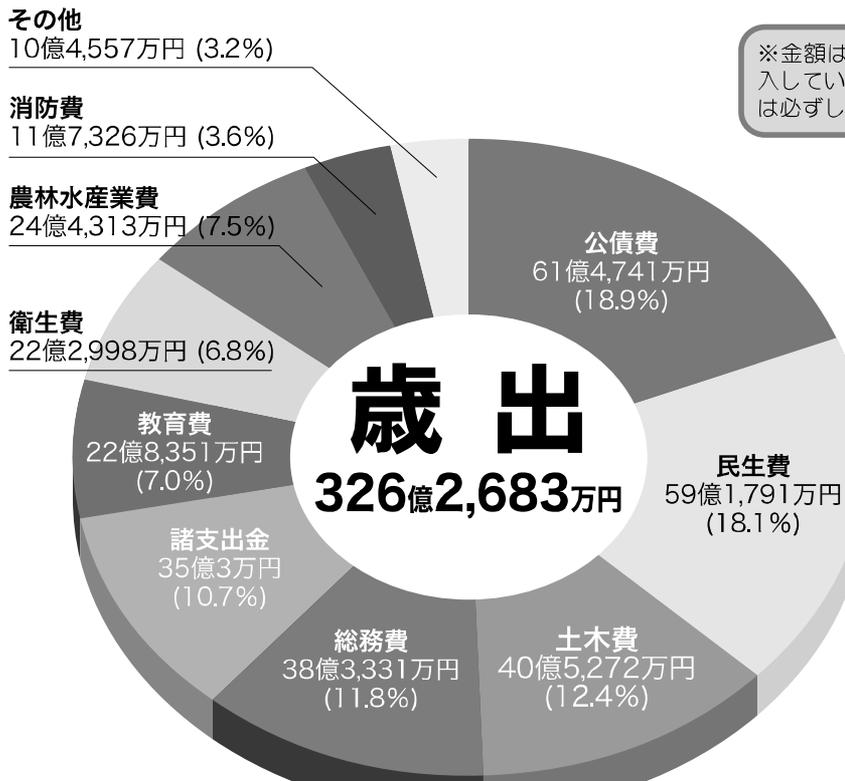
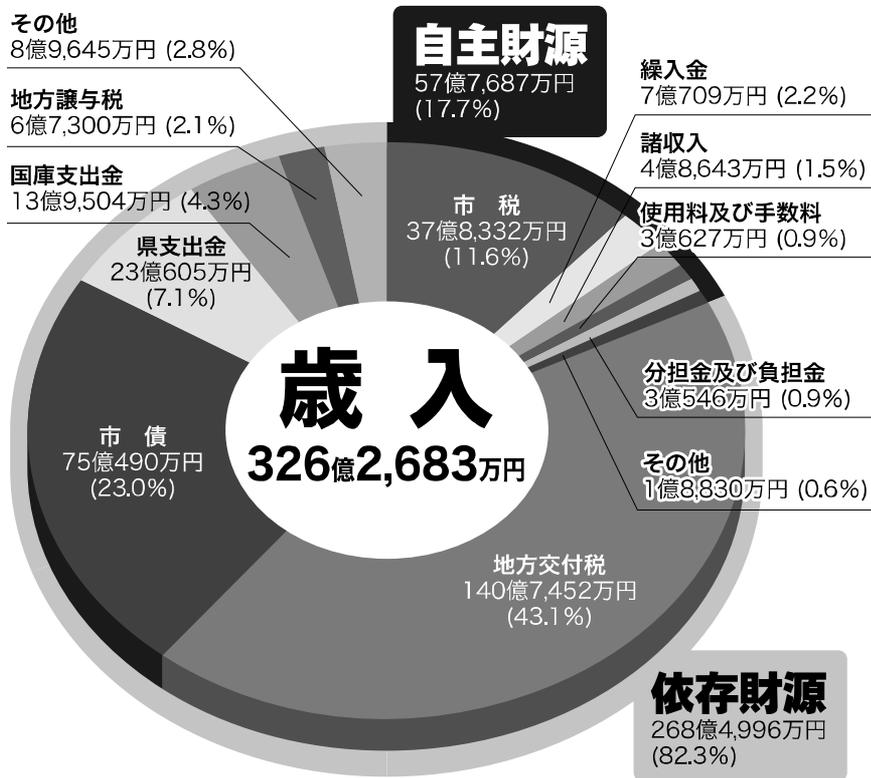
行政運営を、手続き・プロセスを重視した「行政管理型」から、市民の満足度の向上を重視した「行政経営型」へ転換することにより、少なくとも「同じサービスであれば、コストを削減」、「同じコストであれば、サービスを向上」しながら、「サービスの向上とコストの削減」を図ることが必要であると考えております。

このため、市民の立場を、ひとつには「サービスの受け手である顧客」、ひとつには「納税者・出資者」、さらには「サービスの提供者となりうる存在」と理解したうえで、行政運営に「顧客志向」「成果志向」「マネジメント発想」という民間の経営管理手法の視点をもって、本市の行政経営改革大綱を策定するとともに、職員の意識改革と実践、市民参画と市民との協働により、市民の満足度の向上（しあわせづくり）に努めて参りたいと存じます。

このような背景及び方針により、「庄原市行政経営改革大綱」を策定するにあたり、庄原市行政経営改革審議会設置条例第2条の規定に基づき、本市が取り組むべき行政課題、改革の方向につきまして、貴会の意見を求めます。

新市の一体感醸成と

地域の特徴を生かしたまちづくり



※金額は万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計は必ずしも一致しません。

庄原市財政の現状

各市町村の財政状況を示す指標として、「経常収支比率」などの数値がよく使われます。

まず、庄原市が広島県内でどのような状況にあるかみてみたいと思います。

県内各市（広島市、福山市を除く）の経常収支比率の状況

注）経常収支比率は、見込みです。

	市名称	経常収支比率
1	尾道市	87.9
2	大竹市	90.2
3	東広島市	90.7
4	廿日市市	92.1
5	三原市	93.2
6	呉市	93.9
7	安芸高田市	94.4
8	竹原市	95.8
9	因島市	98.1
10	江田島市	99.3
11	庄原市	99.8
12	府中市	102.1
13	三次市	105.6

経常収支比率が低いほど、柔軟な財政運営が行える（余裕がある）といえます。

近年、各市町とも財政状況は厳しくなっており、庄原市においても、大変厳しい状況にあります。

今後、より一層財政の健全化に取り組んでいく必要があります。

経常収支比率

庄原市 16年度 経常収支比率 99.8%

経常収支比率とは？

毎年、決まって入ってくる収入で、同時に何に使ってもいい収入を「経常一般財源」といいます。

その経常一般財源が経常的な支出（義務的な経費や物件費など）にどれだけ使われているか、その割合を示します。

いわば、経常収支比率は、地方自治体のエンゲル係数のようなものです。

経常収支比率が高くなると・・・

この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

庄原市では、歳出の削減に努めていますが、景気の低迷による税収の減や三位一体改革による交付税改革などによって、歳入が大幅に減少しており、非常に厳しい状況にあります。



経常収支比率は、
市のエンゲル係数

地方債（借金）の現在高

16年度末現在高は、一般会計で約553.3億円

地方債について

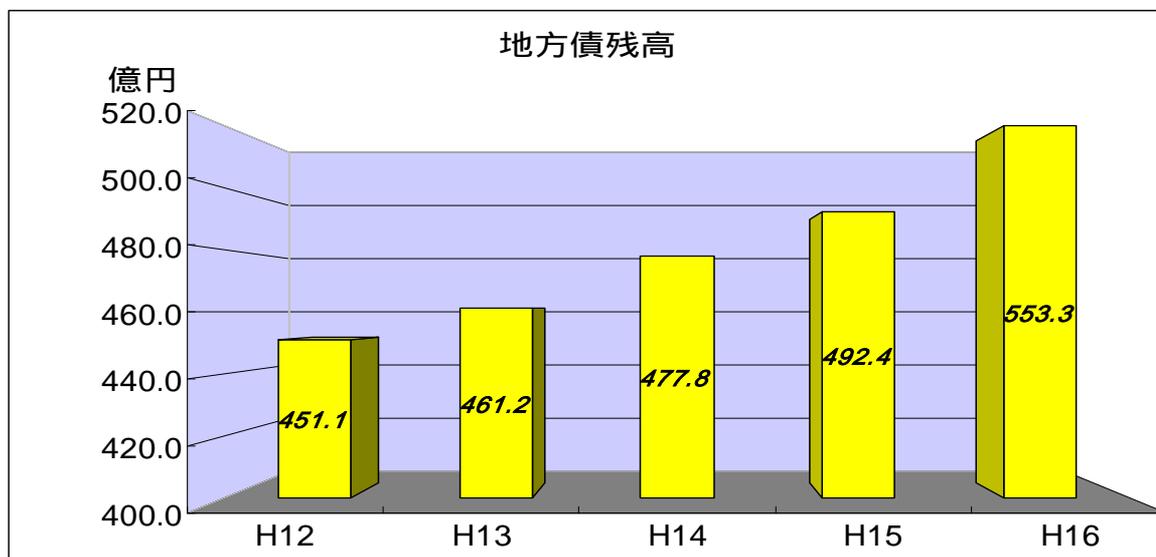
地方債とは、「借金」のことです。

道路の整備や学校等施設の建設に使用し、「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の公平」を図ることができます。

しかし、借金ですから、無制限に借りることは好ましくありません。

地方債には、色々な種類があり、それぞれ交付税として措置される率（一部を国が負担してくれる率）も違います。市では、なるべく有利なものを選んで借りています。

また、計画的に後年度の財政負担が大きくなりすぎないように、配慮しながら地方債を借りる必要があります。



基金（貯金）の現在高

16年度末現在高は、約27.6億円

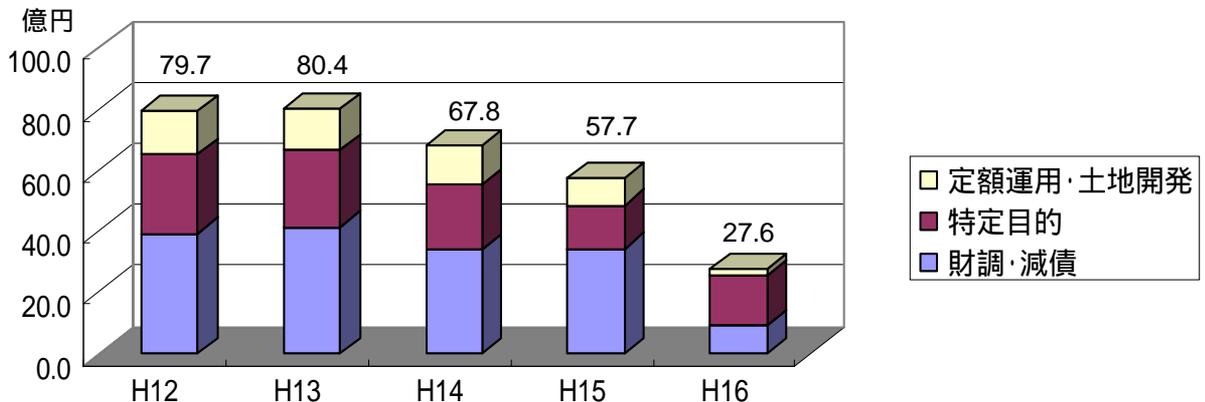
基金について

基金とは、「貯金」のことです。

近年、財源が不足しており、サービスを維持するために、基金を取り崩してきたため、残高が大幅に減少しています。

16年度は、「新市建設計画」を計画的に実施するため「公共施設整備基金」を積立てました。

基金残高



定額運用基金・・・特定の目的のために定額の資金を運用するための基金

土地開発基金・・・公共用地の取得のために積立てる基金

特定目的基金・・・大型事業を行うなど、特定の目的のために積立てる基金
(庁舎建設、公共施設整備、文化の振興など)

財調(財政調整基金)・・・経済事情の著しい変動、災害、緊急な大型事業 などの場合に財政の健全な運営を行うための基金

減債基金・・・地方債の償還(返済)が著しく大きい年度や経済事情の変動等により財源が不足する場合に地方債の償還に充て、将来にわたり財政の健全化を図るための基金

庄原市行政経営改革審議会の留意事項

1．会長の責務

会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めるものとします。

2．委員の責務

委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力するものとします。

3．発言

(1) 発言しようとする委員は、挙手し、会長の指名を得た後、発言するものとします。

(2) 発言は、すべて簡潔、明瞭に行うものとし、議題以外の事項の発言は、控えるものとします。

(3) 会長は、前2項に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができるものとします。

4．会議の記録

会議の内容は、録音します。

5．会議内容の公表

会議の概要、資料等は、会長の許可を得て公表します。(ホームページほか)

6．傍聴

会議は、傍聴することができるものとします。

7．規律

(1) 会議中は、何人もみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となるような言動をしてはならない。

(2) 会長は、前項に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、退場させることができるものとします。

行政経営改革大綱の策定について

1. 大綱策定の概要

危機的な財政状況、地方分権社会（自己決定・自己責任・補完性の原則）に対応し、効率的かつ効果的な行政運営及び自治体経営を推進するため、新しい公共経営（NPM）の視点をもって、平成17年度から21年度（5年間）を対象とする「庄原市行政経営改革大綱（実施計画を含む）」を策定する。

2. 大綱策定の方針

別紙のとおり

3. 審議項目の選定

- (1) 企画課からの提起事項
（国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づく事項）
- (2) 合併協議において未調整の事項
- (3) 職員又は所管課からの提起事項（今後、期間を定めて提起を依頼）
- (4) 審議会委員又は市民からの提起事項（今後、期間を定めて提起を依頼）

4. 審議の手順

- (1) 審議項目（案）の内容を所管課と調整し、企画課で整理
現状
課題（現状での課題、実施する場合の課題）
対応方針（案）
見込まれる効果
関係資料



- (2) 幹事会での協議
審議項目（案）の内容を確認
推進本部への提案の適否を決定



- (3) 推進本部での協議
審議項目（案）の内容を確認
審議会への提案の適否を決定



- (4) 審議会での協議
対応方針（案）について協議
答申内容を整理（附帯意見を含む。）

5. 組織・体制

(1) 庄原市行政経営改革審議会

委員数 15人

任期 2年

委員の内訳

ア 学識経験を有する者（5人）

イ 各地域の自治振興区連絡協議会を構成する者（7人）

ウ 公募により選任された者（3人）

(2) 庄原市行政経営改革推進本部（庁内組織）

推進本部

助役・収入役・教育長・部長・支所長・議会事務局長・教育次長（16人）で構成

幹事会

本庁の課長・農業委員会事務局長・監査事務局長・西城市民病院事務長（25人）で構成

6. 審議会スケジュール（予定）

回	時期	審議内容
第1回	8月下旬	委嘱状交付 諮問 関係資料の説明 課題協議 ほか
第2回	9月下旬	課題協議
第3回	11月上旬	課題協議 中間答申（予算関係事項等）の提出
第4回	1月中	課題協議
第5回	2月中旬	最終答申の決定 最終答申の提出
	3月上旬	大綱の報告

7. 審議内容等の公表

(1) 公表の方法

広報しょうばら

ホームページ ほか

(2) 公表の時期・内容

毎審議会終了後、審議概要（次第・摘録・答申等）を公表

大綱策定後、大綱の概要（ホームページは、大綱・実施計画の全文）を公表

(3) 会議は、傍聴を可とする。

庄原市行政経営改革大綱・基本方針

1. 背景

バブル経済の崩壊後、日本経済の低迷により国・地方とも厳しい財政状況が続く中、地方公共団体は、地方分権社会の進展、急速に進む少子高齢化や人口の減少、住民の価値観の多様化など、日々変化する社会環境への対応が求められている。

庄原市においては、平成17年3月31日、行政にとって最大の改革ともいえる市町村合併を実現し、行政組織・自治体運営の再構築を図ったところであるが、三位一体改革の影響等により、なお一層、厳しい財政状況に陥っている。

加えて過疎化・少子高齢化の進行、広大な面積に集落・住居が点在する特徴的な地域形態など、市全体あるいは地域で取り組むべき課題が、多数、存在しており、更なる行財政改革が要請されている。

2. 基本方針

地方自治法において「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定している。

行政運営を、手続き・プロセスを重視した「行政管理」から、市民の満足度の向上を重視した「行政経営」へ転換することにより、「サービスの向上とコストの削減」を図るものとし、少なくとも「同じサービスであれば、コストを削減」、「同じコストであれば、サービスを向上」することを基本とする。

3. 視点

行政運営に「顧客志向」、「成果志向」、「マネージメント発想」という民間の経営管理手法を導入し、行政経営改革を推進する。

(1) 顧客志向の推進

市民を行政サービスの顧客と捉え、顧客の満足度の向上を組織全体で実現する。

(2) 成果志向への転換

何をしたのか、何ができたのかではなく、どのような成果・効果が得られたのか。また得られるのかを明確にする。

(3) マネージメント発想の導入

行政サービスの提供を誰が行うか、どの方法で行うか等に関し、優れた外部資源を活用するなど、現状で最適な手法を導入する。

4. 市民の立場

市民の立場を理解し、行政経営改革を推進する。

(1) サービスの受け手である顧客としての市民

- ・市民ニーズの把握・品質（サービス）を高めることによる顧客満足度の向上
- ・市民の満足を職員の満足・努力へ展開することでの、更なる市民サービスの向上

(2) 納税者・出資者としての市民

- ・限られた財源の有効活用

- ・無駄使いの排除

(3) サービスの提供者になり得る市民

- ・行政と協働して、ともに考え、ともに汗する行政推進の担い手
- ・住民自治の主役

5 . 協働と補完

行政（職員）と市民が、「協働と補完」を認識する中で、行政経営改革を推進する。

(1) 職員の意識改革と実践

職員一人ひとりが、経営感覚を養うとともに、行政経営を実践する。

特定課題の解決に向けた庁内の横断的組織（プロジェクトチーム）を設置するなど、行政全体での取組みを実践する。

(2) 市民の意識醸成

市民も行政の担い手であることを自覚し、まちづくりを推進する。

行政への参画

施策の立案から意思決定まで間において、意見を述べ、又は提案を行う。

市民と行政の協働

市民と行政が対等の関係の下で、それぞれの特性に応じた役割を担う。

補完性の原則

個人ができることは個人で行い、個人では不可能、非効率なことは地域が行い、さらに地域ではできないことを行政が行う。

6 . 目 標

「市民の満足度の向上（しあわせづくり）」を目標とする。

庄原市行政経営改革審議会設置条例

平成17年7月1日

条例第225号

(設置)

第1条 市民ニーズの多様化、社会経済情勢の変化に対応するとともに、限られた資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的で、市民の視点に立った行政運営及び自治体経営を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、庄原市行政経営改革審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 行政経営改革の推進に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

庄原市行政経営改革審議会設置条例施行規則

平成17年7月1日

規則第179号

(趣旨)

第1条 この規則は、庄原市行政経営改革審議会設置条例(平成17年条例第225号)の規定に基づき、庄原市行政経営改革審議会(以下「審議会」という。)の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各地域の自治振興区連絡協議会を構成する者
- (3) 公募により選任された者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 会長は、審議会を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、在任委員の過半数以上の出席をもって開くものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、審議経過について公表するものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、地域振興部企画課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

庄原市行政経営改革推進本部設置要綱

平成17年7月8日

告示第200号

(設置)

第1条 効率的かつ効果的な行政運営及び自治体経営を推進するため、庄原市行政経営改革推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政経営改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政経営改革大綱に基づく実施計画の策定及び実施に関すること。
- (3) その他行政経営改革にかかる総合調整に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は助役をもって充て、副本部長は地域振興部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者とする。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総理し、会議の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議すべき事項の調整及び特定課題を処理する。
- 3 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 4 幹事会は幹事長が総理し、幹事長は地域振興部企画課長をもって充てる。
- 5 幹事会は、議題に関係のある幹事のみで開催することができる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、地域振興部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	職名	備考
1	助役	本部長
2	収入役	
3	教育長	
4	総務部長	
5	地域振興部長	副本部長
6	市民生活部長	
7	環境建設部長	
8	水道部長	
9	議会事務局長	
10	教育委員会教育次長	
11	西城支所長	
12	東城支所長	
13	口和支所長	
14	高野支所長	
15	比和支所長	
16	総領支所長	

別表第2（第6条関係）

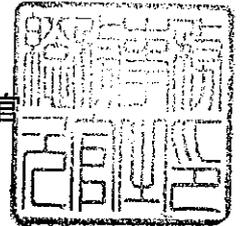
	職名	備考
1	総務部総務課長	
2	総務部財政課長	
3	総務部税務課長	
4	総務部情報推進課長	
5	地域振興部企画課長	幹事長
6	地域振興部自治振興課長	
7	地域振興部農林振興課長	
8	地域振興部商工観光課長	
9	市民生活部市民生活課長	
10	市民生活部人権推進課長	
11	市民生活部社会福祉課長	
12	市民生活部児童福祉課長	
13	市民生活部保健医療課長	
14	環境建設部建設課長	
15	環境建設部環境衛生課長	
16	環境建設部都市整備課長	
17	環境建設部下水道課長	
18	水道部簡易水道課長 （水道局水道課長）	
19	教育委員会教育総務課長	
20	教育委員会教育指導課長	
21	教育委員会生涯学習課長	
22	農業委員会事務局長	
23	監査委員事務局長	
24	会計課長	
25	西城市民病院事務長	

総行整第 11 号

平成 17 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事
各 政 令 指 定 都 市 長
殿

総務事務次官



地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について

分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方公共団体においては、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。

また、我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、政府においては、国・地方を通じる行財政改革の推進に強力に取り組んでいるところであります。

地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてこられたところではありますが、その進捗状況については国民の厳しい視線も向けられているところであり、これらの状況を改めて認識の上、更なる改革を進めていくことが必要であります。

このため、今般、平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努められますよう、命により通知いたします。

なお、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたします。

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針

平成 17 年 3 月 29 日

総 務 省

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後の我が国は、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要がある。

現在、市町村合併が推進され、その規模・能力は急速に拡大しつつあり、これに伴い広域自治体のあり方の見直しが求められるなど、地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われている。また、NPO活動等の活発化など公共的サービスの提供は住民自らが担うという認識も広がりつつある。これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要がある。これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められている。

このような状況の中で、地方公共団体においては新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要である。

これまでも、地方公共団体においては「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」（平成9年11月14日付け自治事務次官通知）等に基づき積極的に行政改革に取り組み、地方公務員の総数は平成7年以降純減し（10年間の累積で198,895人の純減）、国家公務員と比較した給与水準（ラスパイレス指数）も100を切ったところである（平成16年4月1日現在で全国平均97.9）。また、行政評価の取組、情報公開条例等や個人情報保護条例等の制定、事務・事業の民間委託等も着実に進展してきており、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシングといった新たな取組や指定管理者制度の活用も見られるようになっている。

しかしながら、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しい。特に、給与制度やその運用などについては、なお一部に不適正な事例も見受けられ、各方面の批判が向けられている。不適正な事例を漫然と放置しては、国民の地方分権に関する共感と理解は到底得られず、もとより早急に是正される必要がある。国・地方を問わず行政に携わる者は、国民の重い負担により給与を得ているということを改めて肝に銘じる必要がある。

このような状況を踏まえると、各地方公共団体が今後行政改革を推進するに当たっては住民と協働し、首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して、取り組んでいくことが求められている。

また、議会においても、改革推進のためにその機能を十分に発揮することが重要である。

このため、平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、以下に取組のための新たな指針を示し、これを参考として、各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進に努めるよう地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言するものである。

第 1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

(1) 行政改革大綱の見直し

行政組織運営全般について、計画策定 (Plan) → 実施 (Do) → 検証 (Check) → 見直し (Action) のサイクル (以下「PDCA サイクル」という。) に基づき不断の点検を行いつつ、本指針を踏まえ、新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行うこと。

(2) 集中改革プランの公表

行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、①から⑨までに掲げる事項(⑤及び⑥については都道府県に限る。)を中心に平成 17 年度を起点とし、おおむね平成 21 年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画 (以下「集中改革プラン」という。) を平成 17 年度中に公表すること。

その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に、定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成 22 年 4 月 1 日における明確な数値目標を掲げること。

また、地方公営企業についても同様に、①、②、③、④及び⑧の事項に関する集中改革プランを公表すること。

なお、平成 17 年度に合併を行う予定である市町村については、合併後の行政体制の整備の状況を見極めつつ適切に対応すること。

①事務・事業の再編・整理、廃止・統合

②民間委託等の推進 (指定管理者制度の活用を含む。)

③定員管理の適正化

④手当の総点検をはじめとする給与の適正化 (給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

⑤市町村への権限移譲

- ⑥出先機関の見直し
- ⑦第三セクターの見直し
- ⑧経費節減等の財政効果
- ⑨その他

2 説明責任の確保

- (1) 行政改革大綱及び集中改革プラン（以下「行政改革大綱等」という。）の見直し又は策定にあたっては、PDCAサイクルの各過程において住民等の意見を反映するような仕組みを整えること。
- (2) 行政改革大綱等の見直し又は策定の過程について、速やかにホームページや公報等を通じて住民等にわかりやすい形で公表すること。
- (3) 行政改革大綱等に基づく成果については、特に、他団体と比較可能な指標に基づき公表するなど、住民等にわかりやすい形での公表に意を用いること。

なお、総務省では、地方公共団体の便宜に資するため、行政改革の成果についての公表の参考となるような手法も今後検討し、提供していくこととしていること。

第2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託等の推進

- ① 給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の総務事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施すること。

具体的には、類似団体の状況や民間の受託提案などを参考にしながら、組織の規模を踏まえ、メリットが生じるよう委託の可能性について検証すること。その際、企画と実施の切り分けや複数の組織にまたがる共通の事務の集約化、他団体との事務の共同実施、委託実施期間の複数年度化などの様々な手法による委託の可能性の検証を行うこと。

- ② その上で、事務・事業全般についての民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針・計画を策定すること。
- ③ 委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講

じること。

- ④ 委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。
- ⑤ 民間委託等の実施状況については、事務・事業や施設区分ごとに、委託先、委託理由等を公表すること。

(2) 指定管理者制度の活用

- ① 現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表すること。
- ② 特に、平成 15 年 9 月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法の改正前の管理委託制度により出資法人、公共団体又は公共的団体へ管理委託している公の施設については、平成 18 年 9 月の指定管理者制度への移行期限までに、当該出資法人等を指定管理者に指定するか、新たに民間事業者等を指定管理者に指定するか、当該施設を廃止するか等、管理のあり方についての検証を行うこと。
- ③ 管理のあり方の検証に際しては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと。
- ④ 公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表すること。

(3) P F I 手法の適切な活用

特に次の事項に留意しつつ、P F I 事業の積極的な活用に努めること。

- ① 事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するとの考え方にに基づき、地方公共団体、P F I 事業者、金融機関等の間での適切なリスク分担に留意するとともに、事業の安定性の確保に留意すること。
- ② 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が、第三セクターの抱える諸課題等を考慮の上立法された経緯も踏まえ、P F I 事業者に対する安易な出資及び損失補償は、厳に慎むこと。
- ③ 実施方針、選定結果、契約（直接協定も含む。）及び監視等の結果についてもすべて公開し、P F I 事業選定の手続、事業自体の透明性の確保を図ること。

(4) 地方独立行政法人制度の活用

地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務・事業につ

いてその廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討すること。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討すること。

(5) 地方公営企業の経営健全化

特に次の事項に留意し、経営の総点検を行い、更なる経営健全化に積極的に取り組むこと。

- ① まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討すること。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。
- ② 地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。
- ③ より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。

特に情報開示にあたっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらすこと。

- ④ 企業職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、国、地方公共団体の同種の職員、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意し、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮しながら、引き続き適正化に努めること。

また、定員管理については、事務・事業の見直し、民間委託等の推進等により、引き続き適正化に努めること。

(6) 第三セクターの抜本的な見直し

特に次の事項に留意し、更なる経営改革に積極的に取り組むこと。

- ① 外部の専門家を活用する等監査体制を強化するとともに、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実・強化を図ること。
- ② 事業内容、経営状況、公的支援等について、適宜適切な議会への状況説明を行うとともに、住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開に努めること。
- ③ 統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを一層積極的に進めるとともに、給与及び役職員数の見直し、組織機構のスリム化等を不断に行うこと。

- ④ 経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、抜本的な経営改善策の検討を行うこと。その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討すること。この場合、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

(7) 地方公社の経営健全化

経済環境の変化への対応、経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、土地開発公社をはじめとする地方公社の経営改善等について積極的に取り組むこと。

経営の改善が極めて困難と判断される地方公社については、法的整理も含め抜本的な見直しを検討すること。その際には、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

また、給与及び役職員数については、経営状況等を勘案しながら、引き続き適正化に努めること。

(8) 地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や住民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組について、以下のように、それぞれの地域の実情に応じ、積極的に推進することが望ましいこと。

- ① 活動主体に対する援助や活動場所の提供、個々の活動主体による活動を支援・調整する役割を有する中間支援団体の設置、まちづくり協議会や地域自治区等の活用など、活動主体との積極的な連携・協力を図ること。
- ② 地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備などに積極的に取り組むこと。

(9) 市町村への権限移譲

都道府県においては、財源、人的体制に関し十分な措置を講じることを前提に、「条例による事務処理の特例」（地方自治法第252条の17の2）を積極的に活用し、市町村に対する抜本的な事務権限の移譲を検討すること。

特に、市町村合併によって規模能力が拡大する団体については、人的にも財政的にもその体制が充実されることから、より積極的な権限移譲を行うこと。

(10) 出先機関の見直し

都道府県の出先機関について、市町村合併による市町村の行財政能力の拡充等の状況を踏まえ、(9)を前提として抜本的にそのあり方を検討すること。都道府県の人口や市町村合併の中長期的な見通しのもとに、計画的かつ着実に出先機関の再編に取り組むこと。

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

(1) 地方公共団体の組織については、平成15年の地方自治法改正による都道府県の局部数の法定制度廃止の趣旨等も踏まえ、従来の国の行政機関との均衡に配慮した縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要がある。

そのため、政策、施策、事務・事業のまとまりや地域などに対応した部局、課室編成とするとともに、住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制とすることも有効であること。

なお、その際、住民から見ても責任・権限の所在がわかりやすい構造、職名とすることにも留意すること。

(2) 政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うことにより、組織編制も不断に見直しを行うこと。

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

① 定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組むこと。とりわけ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ICT化の推進、地域協働の取組などを通じて、極力職員数の抑制に取り組むこと。また、市町村合併に伴う定員管理や組織編成については、予算・人事管理等の総務管理業務や計画策定等の企画関連業務など同一又は類似の事務・事業の統合や、旅費・給与等に関する事務の集約化などにより、事務・事業の抜本的な見直しを計画的に行うとともに、適正な組織体制・人事配置となるよう、積極的・計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正化に努めること。都道府県にあっても、市町村合併の

進展を踏まえ、積極的・計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正化に努めること。

- ② 現在 55～57 歳の年代（いわゆる「団塊の世代」）の職員の大量退職を迎えることから、退職者の補充をどの程度行うべきか十分に検討した上、様々な手法も活用しながら、計画的な職員数の抑制に取り組むこと。
- ③ 定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、全地方公共団体において定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行すること。定員適正化計画を策定していない一部の市町村にあっては、早急にこれを策定するとともに、既に策定している団体にあっては、積極的に計画を見直すこと。

なお、定員適正化計画の策定・見直しに当たっては、以下の点を踏まえて行うこと。

ア 過去 5 年間の地方公共団体の総定員の状況は、各団体の努力により 4.6%（平成 11 年から平成 16 年）純減している。今後は、市町村合併の進展、電子自治体や民間委託等の推進等を踏まえると、過去の実績を上回る総定員の純減を図る必要がある。各地方公共団体においては、このような観点からそれぞれの行財政運営の状況を踏まえ、明確な数値目標を設定すること。

イ 将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析すること。

ウ 定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用すること。

（2）給与の適正化

- ① 地方公務員全般にわたり、その業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進すること。
- ② 以下の点については、特に重点的な取組を行うこと。
 - ア 高齢層職員の昇給停止について、昇給停止年齢を国と同様に原則 55 歳に引き下げる等の措置を講じていない団体においては、早急に措置を講じること。
 - イ 不適正な昇給運用がある場合には速やかに是正するとともに、退職時の特別昇給についても国に準じて廃止すること。
 - ウ 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用については必要な是正措置を講じること。
 - エ 退職手当については、国において最高支給率の引き下げが行われているところであり、国に準じた措置を講じていない団体にあっては、早急に措置するとともに、引き続き国に準じた見直しを行うこと。
 - オ 特殊勤務手当等の諸手当の支給のあり方について総合的に点検し、制度の趣旨に合致しないものやその支出方法が不適切なものについては、早急に見直しを図ること。

カ 技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるようにすること。

- ③ 合併を行う市町村において、合併関係市町村に不適正な給与制度・運用・水準が存在する場合には、合併を機にこれを是正するとともに、合併後の市町村においても、住民への説明責任を果たしながら、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進すること。
- ④ 厳しい地域経済を背景に、地方公務員の給与が地域民間賃金等の状況から乖離しているのではないかとの厳しい批判があることも踏まえ、給与改定に当たっては、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、職員給与と民間給与の比較方法等を充実させるなど地域における公民較差をより一層精確に算定できるように取り組むこと。

また、人事委員会機能の強化をはじめとした地方公務員の給与のあり方の見直しに向けた取組等については、総務省において研究会を開催しており、その報告等を踏まえた対応を行う必要があるので留意されたいこと。

(3) 定員・給与等の状況の公表

- ① 定員・給与等の状況の公表については、平成16年の地方公務員法の改正により、全地方公共団体に人事行政運営等の状況の公表に関する責務が課された趣旨も踏まえ、未だこれを公表していない団体にあつては、速やかに実施すること。
- ② 公表に当たっては、職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他団体との比較や全国的な指標を示すよう意を用いるなど、住民等が理解しやすいような工夫を積極的に講じること。

(4) 福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。

また、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること。

4 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、平成16年6月の地方公務員法の改正により「研修に関する基本的な方針」を定めることについて法律上の責務とされたことを踏まえ、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行う

ことにより、総合的な人材育成に努めること。また、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、「今後の行政改革の方針」の趣旨も踏まえ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に引き続き積極的に取り組むこと。

5 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要である。

このため、情報公開条例や行政手続条例の制定、パブリックコメント手続制度の積極的な活用などを行うとともに、外部監査制度の有効活用、議会における政策審議の充実などによって、議会や監査委員などによる監視機能の強化に積極的に取り組むこと。

6 電子自治体の推進

電子自治体の推進に当たっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、「今後の行政改革の方針」の趣旨を踏まえ、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用等に積極的に取り組むこと。

特に下記の事項に留意した上で、電子自治体を推進することにより、住民サービスの向上を図るとともに、業務改革を進めること。また、これにより、真に必要な業務に重点的に職員を配置するなどメリハリのある職員配置に努めること。

- (1) 電子自治体業務の標準化・共同化により、業務・システム全体を最適化する観点から、ICTを活用した業務改革に取り組むとともに、電子自治体業務の共同処理センターの運用を民間に委託する「共同アウトソーシング」を推進する等、低廉なコストで高い水準の運用を実現するよう取り組むこと。
- (2) いわゆる旧式（レガシー）システムについては、業務・システムの最適化を図る中で、改善・刷新に取り組んでいくとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する評価能力の向上を図り、情報システムの調達の適正化に努めること。

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

- ① 自らの財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策

定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めること。

- ② 住民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供することが必要であり、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシートや行政コスト計算書等も含め、積極的な公表を行うこと。
- ③ 三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、地方税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組むこと。また、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努めるなど自主財源の確保に努めること。

(2) 補助金等の整理合理化

- ① 様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。
- ② 終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

(3) 公共工事

- ① 公共工事については、地域の実情等も勘案しつつ、積極的にコスト構造の改革に取り組むこと。
- ② 公共工事の入札・契約に対する住民の信頼を確保するため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）により、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取組を進めること。

(4) 公的施設

国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）については、新設及び増築を禁止することとされ、地方公共団体に対しても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであることから（平成12年5月26日閣議決定）、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年6月9日付け自治事務次官通知）を踏まえ、適切に対応すること。

8 地方議会

- (1) 地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき役割がますます増大しており、これを踏まえた議会運営が一層強く求められている。その一方で議員の定数や報酬に対する各方面からの批判があることにも留意する必要がある、住民等に対する説明責任を果たすよう努めること。
- (2) 行政改革大綱等の進捗状況や、執行機関の行う行政評価の結果等について報告・説明を求めるなど、執行機関に対する監視機能を自ら高めていく取組を積極的に行うとともに、住民の多様な意見を把握し、集約・反映させるための取組を積極的に行うことが望ましいこと。

第3 総務省における推進方針

簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備については、もとより地方公共団体自らが、住民や議会等の監視のもとに推進していくべきものであることは言うまでもない。

総務省においては、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進する観点から、集中改革プラン及び改革の推進状況（地方公務員の定員・給与等の状況、民間委託等の実施状況、指定管理者制度の活用状況、行革に伴う財政効果など）について、必要に応じ、地方公共団体の行政運営に資するよう助言等を行うものであること。

また、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものであること。

なお、各都道府県においても同様に、市区町村の組織及び運営の合理化に資する観点から、都道府県内市区町村の集中改革プラン及び改革の推進状況についてフォローアップを実施し、これを公表するとともに、適切に助言等を行うこと。

行政経営改革審議項目

（平成17年8月23日現在）

項 目	内 容
1 組織機構及び職員定数	(1)行政組織の再編整備
	(2)職員定数の適正化（定員適正化計画の策定）
2 職員給与	(1)職員給与の適正化（国の助言に基づく見直し）
3 職員の意識改革及び能力開発	(1)人材育成基本方針の策定
	(2)人事評価制度の導入
4 事務事業の見直し	(1)保育所の適正配置
	(2)小中学校の適正配置
	(3)公共工事のコスト縮減
	(4)生活交通関係事業の整備 （生活交通確保計画の策定）
	(5)補助金の見直し
	(6)受益者負担の適正化
	(7)委託料の適正化
5 財政健全化及び財源確保	(1)財政健全化の推進 （中期財政計画、公債費適正化計画の策定）
	(2)市税等の収納率の向上
	(3)入湯税の統一課税
	(4)未利用財産の活用
6 行政評価の推進	(1)行政評価システムの構築
7 民間委託の推進	(1)事務事業（施設管理等を除く。）の民間委託
	(2)公の施設の管理運営形態の見直し （指定管理者制度の導入）
8 公社・第三セクター等の見直し	(1)西城市民病院の健全経営
	(2)公社・第三セクターの運営の見直し
9 市民との協働	(1)情報公開の推進
	(2)意見聴取機会の拡大
	(3)市民の行政運営への参画機会の拡大
	(4)自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進
	(5)公社・第三セクターをはじめ民間企業の活用による効果的な行政運営の推進
	(6)まちづくり基本条例(仮称)の制定

公の施設

公の施設とは

普通地方公共団体が
住民の福祉を増進する目的をもって
住民の利用に供するため設置する物的施設をいう

例)公園・学校・図書館・体育館・市民会館・公民館・市民病院・保育所等

設置及び管理

設置及び管理に関する事項
は、条例で定める。

使用料金

使用料（利用料金）に関する
事項は、条例で定める。

指定管理者制度

(平成 15 年 9 月地方自治法一部改正による)

指定管理者制度創設の目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため
公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ
住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とする

従来の管理委託制度

管理委託者は、市の出資法人、
公共的団体等に限定

指定管理者制度

指定管理者は、従来の公共的団体等に加え、
民間事業者・NPO 法人・任意団体も可能

指定管理者制度の概要

指定管理者制度の創設に伴い、管理委託制度は廃止(経過措置期間は平成 18 年 9 月 2 日まで)

指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲等は条例で定める。

利用料金制とすることが可能(利用料金を条例で定める範囲で指定管理者が定めることができ、指定管理者の収入となる。)

使用許可を含めた管理権限を委任することが可能

指定管理者の指定は議会の議決が必要

指定管理者制度とすることができない施設もある 学校など個別法による制約がある場合

庄原市公の施設総括表

施設実数（１つの施設に２つの名称があるときは、１で算出）

施設区分	施設名	現行の管理形態			計	所管課
		直営	管理委託	指定管理		
駐車場		2			2	総務課
自治集会施設	自治振興会館ほか	7	1		8	自治振興課
屋外宿泊施設	キャンプ場・コテージほか	3			3	商工観光課
観光交流施設	クロカン・鮎の里・あけぼの荘ほか	4		3	7	商工観光課
交流研修施設	田総の里スポーツ公園・ふるさとセンター			3	3	商工観光課
山野草育苗施設	総領山野草育苗センター	1			1	商工観光課
地域交流公園	西城市街地公園・東城ポケットパークほか	3		1	4	商工観光課
市街地交流施設	庄原市楽笑座	1			1	商工観光課
経済対策施設	多目的乾燥施設・竹の里工房・共同作業場ほか		8		8	農林振興課
農業支援施設	里山総領農業支援センター			1	1	農林振興課
山村開発センター	高野山村開発センター	1			1	農林振興課
畜産振興施設	畜産技術センター・堆肥センターほか		4	2	6	農林振興課
農業振興施設	ゆめさくら・遊YOUさろん・緑の村・比和の特産市場ほか	1	7	4	12	農林振興課
農村集会施設	生活改善センター・基幹集落センター・集会所ほか	8	28		36	農林振興課
農村青年会館		1	1		2	農林振興課
農村広場		1	3		4	農林振興課
林業振興施設	帝釈峡まほろばの里・いざなみ工房	1	1		2	農林振興課
病院	市立西城市民病院	1			1	市民病院
子育て支援施設	地域子育て支援センター	3			3	児童福祉課
児童クラブ施設	小学校放課後児童健全育成施設	3			3	児童福祉課
へき地保育所		6			6	児童福祉課
保育所		17		1	18	児童福祉課
斎場		6		1	7	市民生活課
墓地		2			2	市民生活課
高齢者福祉施設	口和地域ケアセンター			1	1	社会福祉課
高齢者活動施設	高齢者活動センター・高齢者能力活用センターほか	1	3		4	社会福祉課
高齢者等生活支援施設	高齢者等生活支援施設・有栖川荘・永田ハイムほか	1	5		6	社会福祉課

施設区分	施設名	現行の管理形態			計	所管課
		直営	管理委託	指定管理		
在宅介護支援施設	在宅介護支援センター		1		1	社会福祉課
福祉保健センター	高野福祉保健センター		1		1	社会福祉課
デイサービス施設	デイサービスセンター		2		2	社会福祉課
デイホーム施設		3	4		7	社会福祉課
福祉集会施設	ふれあいプラザ・老人集会所ほか	6	26		32	社会福祉課
老人福祉センター		1	2		3	社会福祉課
ふれあいセンター		3			3	人権推進課
隣保館		3			3	人権推進課
健康増進施設	リフレッシュハウス東城・たかの温泉神之瀬の湯	1	1		2	保健医療課
健康福祉センター		2			2	保健医療課
保健福祉センター		1			1	保健医療課
保健センター		1			1	保健医療課
診療所		4			4	保健医療課
歯科診療所		3			3	保健医療課
廃棄物再生施設	リサイクルプラザ・一般廃棄物最終処分場ほか	1		2	3	環境衛生課
ごみ処理施設	備北クリーンセンター・東城ごみ固形燃料化施設ほか	3			3	環境衛生課
し尿処理施設	備北衛生センター・東城し尿処理施設	2			2	環境衛生課
集落排水処理施設	一ツ木・川手・山内西・大佐・八鳥	4			4	下水道課
児童遊園地		4			4	都市整備課
都市公園	児童公園・上野総合公園・東城中央運動公園ほか	4	1		5	都市整備課
市営住宅		66			66	都市整備課
学校	小学校・中学校	52			52	教育総務課
市民会館		1			1	生涯学習課
公民館	中央公民館・地区公民館・分館	21			21	生涯学習課
図書館		1			1	生涯学習課
博物館	比和自然科学博物館	1			1	生涯学習課
芸術文化施設	田園文化センターほか	2			2	生涯学習課
郷土資料館	歴史民俗資料館・記念館・時悠館ほか	9			9	生涯学習課
生涯学習施設	ふれあい広場・教育会館・生涯学習センターほか	4			4	生涯学習課

施設区分	施設名	現行の管理形態			計	所管課
		直営	管理委託	指定管理		
宿泊研修施設	ふるさと村高暮		1		1	生涯学習課
体育館		4		1	5	生涯学習課
屋内体育施設	武道館・スポーツセンターほか	4			4	生涯学習課
総合運動公園		2			2	生涯学習課
屋外体育施設	スポーツ広場・テニスコートほか	10		4	14	生涯学習課
水泳プール		4		1	5	生涯学習課
スキー場		1			1	生涯学習課
集会施設		4	23		27	生涯学習課

306 123 25 454

庄原市公の施設

小中学校・市営住宅等を除く。

施設区分	施設名	地区	現行の管理形態		
			直営	管理委託	指定管理
駐車場	庄原市石塔池駐車場	庄原	1		
駐車場	庄原市比和駐車場	比和	1		
自治集会施設	庄原市根木田会館	庄原		1	
自治集会施設	庄原市比和自治振興会館	比和	1		
自治集会施設	庄原市黒目自治振興会館	総領	1		
自治集会施設	庄原市亀谷自治振興会館	総領	1		
自治集会施設	庄原市五領自治振興会館	総領	1		
自治集会施設	庄原市下領家自治振興会館【総領癒しの家】	総領	-		
自治集会施設	庄原市上市自治振興会館	総領	1		
自治集会施設	庄原市稲草西自治振興会館	総領	1		
自治集会施設	庄原市木屋自治振興会館	総領	1		
屋外宿泊施設	庄原市ほたる見公園	口和	1		
屋外宿泊施設	庄原市比和コテージ施設	比和	1		
屋外宿泊施設	庄原市鈔原キャンプ場	総領	1		
観光交流施設	庄原市西城陸上トレーニングセンター	西城	1		
観光交流施設	庄原市ひば道後山高原荘	西城			1
観光交流施設	庄原市鮎の里公園	口和			1
観光交流施設	庄原市比和温泉施設（あけぼの荘）	比和	1		
観光交流施設	庄原市自然とやすらぎの里宿泊研修施設（かさべるで）	比和	1		
観光交流施設	庄原市比和観光交流施設（グリーンポート吾妻路）	比和	1		
観光交流施設	庄原市総領リストア・ステーション	総領			1
交流研修施設	庄原市田総の里スポーツ公園	総領			1
交流研修施設	庄原市ふるさとセンター田総	総領			1

交流研修施設	庄原市ふるさとセンター総領	総領			1
山野草育苗施設	庄原市総領山野草育苗センター	総領	1		
地域交流公園	庄原市西城市街地公園	西城	1		
地域交流公園	庄原市東城下本町ポケットパーク	東城	1		
地域交流公園	庄原市総領アースワーク河川公園	総領			1
地域交流公園	庄原市川平山城址公園	総領	1		
市街地交流施設	庄原市楽笑座	庄原	1		
経済対策施設	庄原市大久保多目的乾燥施設	庄原		1	
経済対策施設	庄原市貝の平しいたけ不時栽培施設	庄原		1	
経済対策施設	庄原市峰田竹の里工房	庄原		1	
経済対策施設	庄原市西城共同作業場	西城		1	
経済対策施設	庄原市高野水稻育苗施設	高野		1	
経済対策施設	庄原市総領共同農機具等格納庫	総領		1	
経済対策施設	庄原市総領共同飼育所・堆肥舎	総領		1	
経済対策施設	庄原市総領山菜加工センター	総領		1	
農業支援施設	庄原市里山総領農業支援センター	総領			1
山村開発センター	庄原市高野山村開発センター	高野	1		
畜産振興施設	庄原市畜産技術センター	庄原		1	
畜産振興施設	庄原市東城堆肥センター	東城		1	
畜産振興施設	庄原市小奴可堆肥センター	東城			1
畜産振興施設	庄原市帝釈堆肥センター	東城			1
畜産振興施設	庄原市口和堆肥センター	口和		1	
畜産振興施設	庄原市口和飼料稲・稲わら保管施設	口和		1	
農業振興施設	庄原市総合交流拠点施設 (食彩館しょうばらゆめさくら)	庄原		1	
農業振興施設	庄原市熊野農産物加工施設	西城		1	
農業振興施設	庄原市東城農村資源活用施設 (遊YOUさろん東城)	東城		1	

農業振興施設	庄原市東城農産物直売施設	東城		1	
農業振興施設	庄原市東城農産物加工施設	東城		1	
農業振興施設	庄原市竹地谷漬物加工施設	口和	1		
農業振興施設	口和町特産品販売施設	口和			1
農業振興施設	庄原市高野山村交流施設（緑の村）	高野		1	
農業振興施設	庄原市高野ファーマーズマーケット	高野		1	
農業振興施設	庄原市比和農林業振興支援センター	比和			1
農業振興施設	庄原市比和の特産市場	比和			1
農業振興施設	庄原市里山総領特産品加工施設	総領			1
農村集会施設	庄原市山奥生活改善センター	庄原		1	
農村集会施設	庄原市中川西生活改善センター	庄原		1	
農村集会施設	庄原市富田生活改善センター	庄原		1	
農村集会施設	庄原市小奴可研修センター	東城		1	
農村集会施設	庄原市新坂生活改善センター	東城		1	
農村集会施設	庄原市田森基幹集落センター	東城	1		
農村集会施設	庄原市戸宇頭谷集会所	東城		1	
農村集会施設	庄原市八幡多目的研修集会所	東城	1		
農村集会施設	庄原市三草集会所	東城		1	
農村集会施設	庄原市久代基幹集落センター	東城	1		
農村集会施設	庄原市持丸集会所	東城		1	
農村集会施設	庄原市竹森集会所	東城		1	
農村集会施設	庄原市宇山集会所	東城		1	
農村集会施設	庄原市宇山西集会所	東城		1	
農村集会施設	庄原市為重集会所	東城		1	
農村集会施設	庄原市帝釈環境改善センター	東城	1		
農村集会施設	庄原市千鳥構造改善センター	東城		1	

農村集会施設	庄原市戸宇集会所	東城		1	
農村集会施設	庄原市加谷集会所	東城		1	
農村集会施設	庄原市内堀健康増進センター	東城	1		
農村集会施設	庄原市口和环境改善センター	口和	1		
農村集会施設	庄原市金田集会所	口和	1		
農村集会施設	庄原市竹地谷集会所	口和	1		
農村集会施設	庄原市奥門田構造改善センター	高野		1	
農村集会施設	庄原市湯川構造改善センター	高野		1	
農村集会施設	庄原市南地区集会所	高野		1	
農村集会施設	庄原市岡大内地区集会所	高野		1	
農村集会施設	庄原市新市地区集会所	高野		1	
農村集会施設	庄原市土居集会所	総領		1	
農村集会施設	庄原市上領家集会所	総領		1	
農村集会施設	庄原市北五箇集会所	総領		1	
農村集会施設	庄原市中領家集会所	総領		1	
農村集会施設	庄原市光集会所	総領		1	
農村集会施設	庄原市黒目集会所	総領		1	
農村集会施設	庄原市良集会所	総領		1	
集会施設	庄原市馬場竹之花集会所	総領		1	
農村青年会館	庄原市農村青年会館	庄原		1	
農村青年会館	庄原市口和農村青年会館	口和	1		
農村広場	庄原市大屋農村広場	西城		1	
農村広場	庄原市小鳥原農村公園	西城		1	
農村広場	庄原市太山寺緑地休養公園	東城		1	
農村広場	庄原市竹の花農村公園	総領	1		
林業振興施設	庄原市森林体験交流施設 (帝釈峡まほろばの里)	東城		1	

林業振興施設	庄原市木材工芸品加工施設（いざなみ工房）	比和	1		
病院	庄原市立西城市民病院	西城	1		
子育て支援施設	庄原市市街地地域子育て支援センター （友遊ステーション）	庄原	1		
子育て支援施設	庄原市水後地域子育て支援センター	庄原	1		
子育て支援施設	庄原市田川地域子育て支援センター	庄原	1		
児童クラブ施設	庄原市立庄原小学校放課後児童健全育成施設	庄原	1		
児童クラブ施設	庄原市立東小学校放課後児童健全育成施設	庄原	1		
児童クラブ施設	庄原市比和チャイルドセンター	比和	1		
へき地保育所	庄原市立永未保育所	庄原	1		
へき地保育所	庄原市立実留保育所	庄原	1		
へき地保育所	庄原市立帝釈保育所	東城	1		
へき地保育所	庄原市立金田保育所（休）	口和	1		
へき地保育所	庄原市立竹地谷保育所（休）	口和	1		
へき地保育所	庄原市立湯川保育所（休）	高野	1		
保育所	庄原市立庄原保育所	庄原	1		
保育所	庄原市立板橋保育所	庄原	1		
保育所	庄原市立七塚保育所	庄原	1		
保育所	庄原市立山内保育所	庄原	1		
保育所	庄原市立庄原北保育所	庄原	1		
保育所	庄原市立高保育所	庄原	1		
保育所	庄原市立峰田保育所	庄原	1		
保育所	庄原市立三日市保育所	庄原			1
保育所	庄原市立西城保育所	西城	1		
保育所	庄原市立美古登保育所（休）	西城	1		
保育所	庄原市立東城保育所	東城	1		
保育所	庄原市立内堀保育所	東城	1		

保育所	庄原市立八幡保育所	東城	1		
保育所	庄原市立田森保育所	東城	1		
保育所	庄原市立みどり園保育所	口和	1		
保育所	庄原市立下高保育所	高野	1		
保育所	庄原市立比和保育所	比和	1		
保育所	庄原市立総領保育所	総領	1		
斎場	庄原市斎場	庄原	1		
斎場	庄原市西城斎苑	西城	1		
斎場	庄原市東城斎場（平安の森）	東城	1		
斎場	庄原市口和斎場	口和	1		
斎場	庄原市高野斎場	高野	1		
斎場	庄原市比和斎場	比和	1		
斎場	庄原市総領斎場（やすらか苑）	総領			1
墓地	庄原市総領光明寺霊園	総領	1		
墓地	庄原市総領五反田霊園	総領	1		
高齢者福祉施設	庄原市口和地域ケアセンター	口和			1
高齢者活動施設	庄原市飯山創造工房舎	東城	1		
高齢者活動施設	庄原市総領高齢者活動センター	総領		1	
高齢者活動施設	庄原市総領高齢者能力活用センター（ハートリンクス）	総領		1	
高齢者活動施設	庄原市総領夢語りの家	総領		1	
高齢者等生活支援施設	庄原市西城高齢者等生活支援施設	西城		1	
高齢者等生活支援施設	庄原市東城小規模老人ホーム有栖川荘	東城		1	
高齢者等生活支援施設	庄原市口和自立支援型グループホーム（永田ハイム）	口和		1	
高齢者等生活支援施設	庄原市高野高齢者生活福祉センター	高野		1	
高齢者等生活支援施設	庄原市比和高齢者共同住宅（ひまわりの家）	比和	1		
高齢者等生活支援施設	庄原市総領トータルケアホームゆう愛	総領		1	

在宅介護支援施設	庄原市総領在宅介護支援センター	総領		1	
福祉保健センター	庄原市高野福祉保健センター	高野		1	
デイサービス施設	庄原市小奴可デイサービスセンター	東城		1	
デイサービス施設	庄原市総領デイサービスセンター	総領		1	
デイホーム施設	庄原市デイホームいこいの里きた	庄原		1	
デイホーム施設	庄原市デイホームふれあいの里たか	庄原		1	
デイホーム施設	庄原市峰田ふれあいの広場	庄原		1	
デイホーム施設	庄原市本村よもやま館	庄原		1	
デイホーム施設	庄原市ふれあいの里福田	比和	1		
デイホーム施設	庄原市ふれあいの里木屋原	比和	1		
デイホーム施設	庄原市ふれあいの里越原	比和	1		
福祉集会施設	庄原市宮内ふれあいプラザ	口和	1		
福祉集会施設	庄原市湯木ふれあいプラザ	口和	1		
福祉集会施設	庄原市総領癒しの家	総領	1		
福祉集会施設	庄原市石丸老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市板橋西老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市殿河内老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市本村老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市新庄老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市大重老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市北後迫老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市川手老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市後水越老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市峰田老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市上原老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市須川老人集会所	庄原		1	

福祉集会施設	庄原市矢の原老人集会所	庄原		1	
福祉集会施設	庄原市菅・受原地区老人集会所	東城		1	
福祉集会施設	庄原市帝釈山中地区老人集会所	東城		1	
福祉集会施設	庄原市小串地区老人集会所	東城		1	
福祉集会施設	庄原市高野地区老人集会所	東城		1	
福祉集会施設	庄原市新免地区老人集会所	東城		1	
福祉集会施設	庄原市保田地区老人集会所	東城		1	
福祉集会施設	庄原市福代地区老人集会所	東城		1	
福祉集会施設	庄原市始終地区老人集会所	東城		1	
福祉集会施設	庄原市湯川老人集会所	高野		1	
福祉集会施設	庄原市和南原老人集会所	高野		1	
福祉集会施設	庄原市中門田老人集会所	高野		1	
福祉集会施設	庄原市上里原老人集会所	高野		1	
福祉集会施設	庄原市高暮老人集会所	高野		1	
福祉集会施設	庄原市古頃老人集会所	比和	1		
福祉集会施設	庄原市三河内老人集会所	比和	1		
福祉集会施設	庄原市森脇老人集会所	比和	1		
老人福祉センター	庄原市老人福祉センター	庄原		1	
老人福祉センター	庄原市口和老人福祉センター	口和		1	
老人福祉センター	庄原市比和老人福祉センター	比和	1		
ふれあいセンター	庄原市ふれあいセンター	庄原	1		
ふれあいセンター	庄原市高野ふれあいプラザ	高野	1		
ふれあいセンター	庄原市比和ふれあいセンター	比和	1		
隣保館	庄原市隣保館	庄原	1		
隣保館	庄原市西城人権センター	西城	1		
隣保館	庄原市東城隣保館（ふれあいセンター）	東城	1		

健康増進施設	庄原市東城健康増進施設 (リフレッシュハウス東城)	東城		1	
健康増進施設	庄原市たかの温泉神之瀬の湯	高野	1		
健康福祉センター	庄原市口和保健センター	口和	1		
健康福祉センター	庄原市総領健康福祉センター	総領	1		
保健福祉センター	庄原市西城保健福祉総合センター	西城	1		
保健センター	庄原市保健センター	庄原	1		
診療所	庄原市国民健康保険総領診療所	総領	1		
診療所	庄原市帝釈診療所	東城	1		
診療所	庄原市口和診療所	口和	1		
診療所	庄原市高野診療所	高野	1		
歯科診療所	庄原市口和歯科診療所	口和	1		
歯科診療所	庄原市高野歯科診療所	高野	1		
歯科診療所	庄原市総領歯科診療所	総領	1		
廃棄物再生施設	庄原市リサイクルプラザ	庄原	1		
廃棄物再生施設	庄原市資源化施設	庄原			1
廃棄物再生施設	庄原市一般廃棄物最終処分場 (グリーンハウス)	庄原			1
ごみ処理施設	庄原市備北クリーンセンター	庄原	1		
ごみ処理施設	庄原市東城ごみ固形燃料化施設	東城	1		
ごみ処理施設	庄原市東城資源ごみ集積所	東城	1		
し尿処理施設	庄原市備北衛生センター	庄原	1		
し尿処理施設	庄原市東城し尿処理施設	東城	1		
集落排水処理施設	庄原市一ツ木地区農業集落排水処理施設	庄原	1		
集落排水処理施設	庄原市川手地区農業集落排水処理施設	庄原	1		
集落排水処理施設	庄原市山内西地区農業集落排水処理施設	庄原	1		
集落排水処理施設	庄原市大佐・八鳥地区農業集落排水処理施設	西城	1		
児童遊園地	庄原市栄町児童遊園地	庄原	1		

児童遊園地	庄原市川東児童公園	東城	1		
児童遊園地	庄原市田総の里児童公園	総領	1		
児童遊園地	庄原市総領子どもの遊び場	総領	1		
都市公園	庄原市大胡児童公園	庄原	1		
都市公園	庄原市中央児童公園	庄原	1		
都市公園	庄原市上野総合公園	庄原	1		
都市公園	庄原市庄原北公園	庄原	1		
都市公園	庄原市東城中央運動公園	東城		1	
市民会館	庄原市民会館	庄原	1		
市民会館	庄原市東城文化会館【東城公民館】	東城	-		
市民会館	庄原市口和文化ホール【口和环境改善センター】 (ヒューマンライツ)	口和	-		
市民会館	庄原市比和文化会館【複合施設の総称】	比和	-		
市民会館	庄原市総領文化会館【総領公民館】	総領	-		
公民館	庄原市中央公民館	庄原	1		
公民館	庄原市庄原公民館	庄原	1		
公民館	庄原市高公民館	庄原	1		
公民館	庄原市本村公民館	庄原	1		
公民館	庄原市峰田公民館	庄原	1		
公民館	庄原市敷信公民館	庄原	1		
公民館	庄原市東公民館	庄原	1		
公民館	庄原市山内公民館	庄原	1		
公民館	庄原市北公民館	庄原	1		
公民館	庄原市西城公民館	西城	1		
公民館	庄原市東城公民館	東城	1		
公民館	庄原市小奴可公民館【内堀健康増進センター】	東城	-		
公民館	庄原市八幡公民館【八幡多目的研修集会所】	東城	-		

公民館	庄原市田森公民館【田森基幹集落センタ -】	東城	-		
公民館	庄原市帝釈公民館【帝釈環境改善センタ -】	東城	-		
公民館	庄原市久代公民館【久代基幹集落センタ -】	東城	-		
公民館	庄原市新坂公民館	東城	1		
公民館	庄原市口和公民館【口和環境改善センター】	口和	-		
公民館	庄原市口和公民館・湯木分館 【湯木ふれあいプラザ】	口和	-		
公民館	庄原市口和公民館・永田分館 【口和老人福祉センター】	口和	-		
公民館	庄原市口和公民館・金田分館 【金田集会所】	口和	-		
公民館	庄原市口和公民館・常定分館	口和	1		
公民館	庄原市口和公民館・宮内分館 【宮内ふれあいプラザ】	口和	-		
公民館	庄原市口和公民館・向泉分館 【口和コミュニティセンター】	口和	-		
公民館	庄原市口和公民館・大月分館 【口和教育会館】	口和	-		
公民館	庄原市口和公民館・竹地本谷分館	口和	1		
公民館	庄原市口和公民館・竹地谷分館 【竹地谷集会所】	口和	-		
公民館	庄原市上高公民館	高野	1		
公民館	庄原市上高公民館・湯川分館	高野	1		
公民館	庄原市上高公民館・和南原分館	高野	1		
公民館	庄原市下高公民館	高野	1		
公民館	庄原市上高公民館・新市分館	高野	1		
公民館	庄原市比和公民館	比和	1		
公民館	庄原市総領公民館	総領	1		
図書館	庄原市立図書館	庄原	1		
図書館	庄原市立図書館・西城分館【西城公民館】	西城	-		
図書館	庄原市図書館・東城分館【東城支所】	東城	-		
図書館	庄原市立図書館・口和分館 【口和環境改善センター】	口和	-		
図書館	庄原市立図書館・高野分館 【高野山村開発センター】	高野	-		

図書館	庄原市立図書館・比和分館【比和公民館】	比和	-		
図書館	庄原市立図書館・総領分館【総領公民館】	総領	-		
博物館	庄原市立比和自然科学博物館	比和	1		
芸術文化施設	庄原市田園文化センター	庄原	1		
芸術文化施設	庄原市西城創造の村	西城	1		
郷土資料館	庄原市歴史民俗資料館	庄原	1		
郷土資料館	庄原市倉田百三文学館	庄原	1		
郷土資料館	庄原市西城歴史民俗資料館	西城	1		
郷土資料館	庄原市宮田武義記念館	西城	1		
郷土資料館	庄原市帝釈郷土館	東城	1		
郷土資料館	庄原市帝釈峡博物展示施設時悠館	東城	1		
郷土資料館	庄原市口和郷土資料館	口和	1		
郷土資料館	庄原市比和郷土文化保存伝習施設	比和	1		
郷土資料館	庄原市総領郷土資料館	総領	1		
生涯学習施設	庄原市宮原ふれあい広場	東城	1		
生涯学習施設	庄原市口和教育会館	口和	1		
生涯学習施設	庄原市口和コミュニティセンター	口和	1		
生涯学習施設	庄原市比和生涯学習センター	比和	1		
宿泊研修施設	庄原市高野宿泊研修施設（ふるさと村高暮）	高野		1	
体育館	庄原市総合体育館（さくらアーチ）	庄原			1
体育館	庄原市西城体育館	西城	1		
体育館	庄原市高野体育館	高野	1		
体育館	庄原市比和体育館（サンビレッジ比和）	比和	1		
体育館	庄原市里山総領体育館	総領	1		
屋内体育施設	庄原市西城武道館	西城	1		
屋内体育施設	庄原市口和スポーツセンター	口和	1		

屋内体育施設	庄原市口和ふれあいの丘体育館	口和	1		
屋内体育施設	庄原市総領屋内グラウンド	総領	1		
総合運動公園	庄原市口和総合運動公園	口和	1		
総合運動公園	庄原市比和総合運動公園	比和	1		
屋外体育施設	庄原市テニスコート	庄原			1
屋外体育施設	庄原市多目的広場	庄原			1
屋外体育施設	庄原市多目的広場クラブハウス	庄原			1
屋外体育施設	庄原市プレイランド	庄原			1
屋外体育施設	庄原市上原スポーツ広場	庄原	1		
屋外体育施設	庄原市運動広場	庄原	1		
屋外体育施設	庄原市西城球技場	西城	1		
屋外体育施設	庄原市戸宇スポーツ広場	東城	1		
屋外体育施設	庄原市八幡スポーツ広場	東城	1		
屋外体育施設	庄原市口和スポーツ広場	口和	1		
屋外体育施設	庄原市高野スポーツ広場	高野	1		
屋外体育施設	庄原市比和スポーツ広場	比和	1		
屋外体育施設	庄原市総領テニスコート	総領	1		
屋外体育施設	庄原市総領スポーツ広場	総領	1		
水泳プール	庄原市水泳プール	庄原			1
水泳プール	庄原市西城温水プール（水夢）	西城	1		
水泳プール	庄原市高野水泳プール	高野	1		
水泳プール	庄原市三河内水泳プール	比和	1		
水泳プール	庄原市総領水泳プール	総領	1		
スキー場	庄原市高野高原スキー場	高野	1		
集会施設	庄原市大久保集会所（遊園地含む）	庄原		1	
集会施設	庄原市発展集会所（遊園地含む）	庄原		1	

集会施設	庄原市日向集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市茶屋集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市掛田集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市貝の平集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市貝六集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市甲平集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市別作集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市笹淵集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市栄町集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市上重行集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市大歳下集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市小用集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市誠心集会所（遊園地含む）	庄原		1	
集会施設	庄原市高駅前集会所	庄原		1	
集会施設	庄原市小奴可集会所	東城		1	
集会施設	庄原市帝釈集会所	東城		1	
集会施設	庄原市川東集会所	東城		1	
集会施設	庄原市若松集会所	東城		1	
集会施設	庄原市皆原集会所	口和	1		
集会施設	庄原市吉木集会所	口和	1		
集会施設	庄原市口和大久保集会所	口和	1		
集会施設	庄原市大歳団地集会所	比和		1	
集会施設	庄原市小風呂集会所	比和		1	
集会施設	庄原市王居峠集会所	比和		1	
集会施設	庄原市郷原集会所	総領	1		

保健医療課
環境衛生課
下水道課
下水道課
下水道課
下水道課
都市整備課

公の施設の指定管理者制度導入・運用について

平成 17 年 8 月

庄原市地域振興部企画課

目 次

公の施設の指定管理者制度導入・運用について	...	1
1 はじめに	...	1
2 指定管理者制度に係る基本的な考え方	...	2
3 指定管理者制度の運用に当たって	...	3
4 指定管理者の募集	...	4
5 指定管理者の選定	...	5
6 管理業務費（委託料）の考え方	...	6
7 協定書の締結	...	7
8 経費及び責任分担	...	8
9 組織の役割分担	...	9
指定管理者の指定等に係る概ねの流れ	...	10
導入に向けたスケジュール（参考）	...	10
【参考】		
公の施設設置状況	...	11
公の施設管理運営状況と方針	...	11
「公の施設」旧法と改正後の比較	...	11
公の施設とは	...	12
庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例	...	15
庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則	...	18

公の施設の指定管理者制度導入・運用について

1 はじめに

平成 15 年 9 月 2 日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、「公の施設」の管理について、これまでの「管理委託制度」が廃止され、地方公共団体が指定する指定管理者に代行させる「指定管理者制度」が導入された。これにより、従来、地方公共団体の管理権限の下で、市が出資した法人、公共団体及び公共的団体に限定されていた公の施設の管理については、今後、民間事業者等にも「指定管理者」として代行させることが可能となり、また、施設の使用許可を行わせることや利用料金制とすることも可能となっている。

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。」ものであり、地域の活性化、行財政運営の効率化への効果が期待されている。

本市においても既に一部公の施設に指定管理者制度を導入し、さらに新生庄原市誕生と同時に、庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 53 号。以下「手続条例」という。）及び同条例施行規則（平成 17 年規則第 50 号。以下「手続条例施行規則」という。）並びに各公の施設の設置及び管理条例（以下「設置管理条例」という。）及び各公の施設の設置及び管理条例施行規則（以下「設置管理条例施行規則」という。）を整備しているが、当該制度に係る地方自治法改正の経過措置期間が平成 18 年 9 月となっていることを踏まえ、措置期間中に今後の公の施設の管理については、「指定管理者による管理」とするか「直営」とするか、あるいは「廃止」等の検討が必要となっている。

こうした状況の下、全ての公の施設の適正かつ効果的・効率的な管理方法等を検討し、市が直接管理（直営）すべき施設を除き、指定管理者制度へ移行することが望ましいものについては、平成 18 年 4 月から指定管理者制度へ移行していく必要性が生じている。

この「庄原市公の施設の指定管理者制度導入・運用について」は、今後、公の施設の設置目的を効果的に達成し、安定的、効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度の導入及び運用について、統一的な考え方や手順などの基本的な事項をまとめたものである。

2 指定管理者制度導入に係る基本的な考え方

(1) 指定管理者制度の導入基本方針

社会経済情勢や住民ニーズの変化等を踏まえ、施設の現状及び今後の運営について、点検及び見直しを行った上で、指定管理者制度の導入により、次の項目に該当する施設は、積極的に導入を図るものとする。

住民サービスの向上が図られること

管理運営コストの削減が図られること

設置目的をより効果的に達成できること

なお、指定管理者制度を導入するか否かの具体的な検討にあたっては、次の項目により総合的に判断するものとする。

- (ア) 利用ニーズにあった運営日・時間、運営内容等サービス内容の充実・向上が期待できる。
- (イ) 民間のノウハウの活用が期待できる。
- (ロ) 設置目的を効果的に達成できる。
- (ハ) 管理コストの削減が期待できる。
- (ニ) 利用の平等性、公平性(守秘義務の確保等を含む)について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
- (ホ) 利用料金制度による運営が可能な施設(収益的施設)である。
- (ヘ) 地域経済の活性化が期待できる。
- (ヘ) 行政運営の効率化が期待できる。
- (コ) その他、地域活性化や行政上のメリットがある。

(2) 現在の管理形態別導入方針

指定管理者制度を適用している施設

- (ア) 指定期間満了までは、現行のとおりとする。
- (イ) 指定期間満了後においても、特別の事情がない限り、引き続き指定管理者制度を適用する。

なお、管理運営全般について、随時、見直しを行うものとする。

管理委託制度を適用している施設

- (ア) 原則として指定管理者制度へ移行するものとする。
- (イ) 移行時期は、平成 18 年 4 月 1 日とする。
- (ロ) 上記の期日までに移行できない場合は、当面、直営とし、出来る限り個別の業務を委託しながら、随時、指定管理者制度へ移行するものとする。

直営として管理している施設

- (ア) 指定管理者制度による管理が適当な施設は、制度を導入するものとする。
- (イ) 導入時期は、平成 18 年 4 月 1 日とする。
- (ロ) 上記の期日までに導入できない場合は、当面直営とし、効率化の観点から出来る限り個別の業務を委託しながら、随時、指定管理者制度を導入するものとする。

なお、施設の設置目的、業務範囲を抜本的に見直すとともに、設置目的を終えたもの、あるいは公の施設として管理することが適当でないと考えられるものについては、公の施設の廃止又は普通財産への移管を検討し、財産の有効活用を図る。その際、補助金等により設置している施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を遵守し、適正に整理を行うものとする。

3 指定管理者制度の運用に当たって

(1) 住民サービスの安定的供給の確保

指定管理者制度の運用に当たっては、もっとも効率的な方法によって高品質で満足度の高い住民サービスを安定的・継続的に供給するという基本的な方向性に照らして、経済性や効率性のみならず、住民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から実施する。

(2) 指定期間

指定期間は、5年間以内を基本とし、次の区分により、管理業務の内容を考慮して期間を設定する。

施設の維持管理が主たる業務の施設	原則3年間
業務内容に専門性及び特殊性が認められる施設	原則5年間

(3) 利用料金制の活用

使用料を徴収している施設においては、利用料金制を採ることによって、指定管理者に対して施設の稼働率の向上などの運営面の経営努力を促し、もって利用者に対するサービス向上につながることを期待でき、あわせて指定管理者及び市の会計事務の効率化を図るためにも、できる限り利用料金制を活用するものとする。

利用料金制によって、指定管理者が経営努力を行って利用者数の増加を図った結果、指定管理者にある程度の利益が生じたとしても、このような自己努力による利益は原則として指定管理者の収益とすることが指定管理者への経営努力の動機付けになり得る。

(4) 個人情報の保護

庄原市個人情報保護条例の趣旨に従い、指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、常に適正な取扱いを確保するため、必要な事項を協定書へ盛り込む等、必要な措置を講ずるものとする。また、指定管理者の選定に際しては、情報管理体制のチェック等を行い、個人情報適切に保護されるよう対応するものとする。

4 指定管理者の募集

(1) 指定管理者の募集についての考え方

手続条例施行規則第2条の規定に基づき募集する。その場合、能力のある事業者の幅広い参入の機会を確保するため、指定管理者の募集は、原則公募とする。

ただし、施設の性格・設置目的等により、「公募」になじまないなど、合理的で特別な事情がある場合は、「市が申請者を指名する」などの方法によるものとする。

なお、公募せずに特定の者を指定することができるのは、手続条例施行規則第2条第2項に定める場合である。

- 指定できる団体等
- 市が出資している法人
- 公共団体
- 公共的団体
- 市長が特に必要と認める団体等(規則改正)

(2) 公募の手続等について

周知方法

ホームページ、広報紙など幅広い手段を活用する。この場合、公募する施設が複数あるときは、可能な限り一斉に周知するものとする。

公募期間

原則として、3週間以上とし、公募する施設が複数あるときは、可能な限り公募期間を統一するものとする。

募集の単位

個々の施設ごとに募集を行うことを原則とする。

ただし、次の場合においては、複数の施設を一括して募集を行い、同一の団体を指定管理者として指定できるものとする。

- (ア) 同種の複数の施設について、個々の施設ごとの指定を行おうとすれば、採算上の理由等から申請者がいないと想定される施設がある場合等、同一の団体が一括して管理を行うことが合理的である場合
- (イ) 同一の建物内に複数の施設が設置されている場合で、相互の施設の連携により一体的な運営を行うことが求められる場合

募集要項

手続条例施行規則第2条第3項に基づき、次の項目を掲げるものとする。

- (ア) 当該施設の概要
- (イ) 申請資格
- (ウ) 申請の受付期間
- (エ) 選定の基準
- (オ) 当該施設の管理基準
- (カ) 当該施設の利用に係る料金に関する事項

- (キ) 指定の期間
- (ク) 申請書・提出書類（様式）
- (ケ) 提出先
- (コ) 選定方法
- (カ) 管理業務費(委託料)の基準額
- (シ) その他必要な事項

指定申請

手続条例第2条及び手続条例施行規則第3条の規定による。

5 指定管理者(候補者)の選定

(1) 選定基準

手続条例第3条に基づく選定基準によるものとする。

(2) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、**指定管理者候補者審査会**（以下「審査会」という。）を設置し、指定管理者候補者を審査する。

公募を行わず指定管理者候補者を指名とした場合においても、審査会において適性かどうかの審査を行うものとする。

審査会の審査結果をもとに市長が決定した法人又は団体は、指定管理者候補者として、議会の議決を経て正式に指定管理者となる。

6 管理業務費（委託料）の考え方

(1) 管理業務費の決定方法

指定管理者が管理を行うために必要な経費は、施設の性格・目的に応じて、次のいずれかの方法による。

利用料金のみとする。

一部を利用料金、残りを市からの委託料とする。

市からの委託料のみとする。

利用料金を収受せず、市からの委託料もなしとする。

上記 及び の場合は、あらかじめ、市が指定管理者に支払う管理業務費の基準額を算定し、基準額の範囲内において、市と指定管理者との協議により、管理業務費を決定する(協定書に定める)ものとする。

(2) 管理業務費の変更

市の求めに応じ、指定管理者が実施する業務を変更した場合や社会経済情勢の大幅な変動があった場合等は、市と指定管理者との協議により委託料を増額又は減額できるものとする。市と指定管理者の協議が整わない場合は、市が委託料の額を決定できるものとする。

(3) 委託料の支払方法

管理業務費としての委託料は、概算払い方式又は前金払い方式とする。(概算払い方式の場合は、事業完了後精算することとなる。この場合、協定書に精算の方法、精算する費目を必ず定めるものとする。前金払いにおいても指定管理者と協議の上、精算することが可能。)

指定管理者が協定書の定めを遵守した上で、施設の効果的・効率的運営に努めたことにより、協定で定めた委託費と管理に要した経費との間に差額が生じた場合は、指定管理者の収益とし、委託料の変更は行わないものとする。ただし、差益があまりにも過大である場合は、次年度の委託料や利用料金の見直し等を行うものとする。

7 協定書の締結

(1) 協定書の締結について

手続条例施行規則第4条の規定による。

協定書は、次のいずれかの方法による。

包括協定による方法

指定期間全体にわたる基本的事項を定めた協定方法で、原則として、指定期間中に事業内容や委託料等の変更が見込まれない場合。

例...地域集会所等

基本協定及び年度協定による方法

指定期間全体にわたる基本的事項を定めた基本協定と単年度ごとの細目的事項を定めた年度協定を個別に締結する方法で、原則として、年度ごとに委託料や事業内容等の変更が見込まれる場合。

例...収益的施設、利用料金制による施設等

(2) 協定書に定める事項

【包括協定・基本協定項目（例）】（施設の性格により、必要とされる項目は異なる。）

指定期間に関する事項

事業計画に関する事項

施設の利用に係る料金に関する事項

事業報告及び業務報告に関する事項

管理に要する費用に関する事項

個人情報の保護に関する事項

指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

委託料の支払いに関する事項

管理業務（範囲、内容）に関する事項

責任者及び業務従事者の配置に関する事項

物品の所有権の帰属に関する事項

施設の維持補修、備品等の購入に関する事項

再委託及び権利譲渡の禁止に関する事項

設備等の損傷又は滅失に関する取り扱いに関する事項

損害賠償の義務に関する事項

原状回復義務に関する事項

目的外使用に関する事項

疑義の決定に関する事項

その他、必要な事項

【年度協定】

- 協定の目的に関する事項
- 年度協定の期間に関する事項
- 委託料の額に関する事項
- 委託料の支払い方法に関する事項
- 当該年度の事業に関する事項
- 施設の維持修繕及び支払いに関する事項
- 疑義の決定に関する事項
- その他、必要な事項

8 経費及び責任分担

公の施設の管理運営に係る指定管理者と市との経費及び責任の分担については、リスクマネジメントの観点から、協定書で明確にしておくことが重要である。

経費及び責任の分担（参考例）

項 目	指定管理者	市
光熱費・燃料費		
備品購入	協議による	
業務委託料（市の方が効率的なものを除く）		
施設・設備の維持管理		
施設内備品の維持管理		
利用料金の収受		
施設の使用許可（減免を含む）		
施設・設備の小規模修繕（金額を定める）		
施設・設備の大規模修繕		
事故・火災による施設・設備の修繕	協議による	
施設利用者の被災・損害		
各種保険加入		
包括的な管理責任		

9 組織の役割分担

指定管理者制度の導入に向けた組織の主な役割分担は、次のとおりとする。

【企画課】

総合調整（管理形態等の方針、移行までのスケジュール管理等）

【総務課】

設置管理条例及び施行規則の一部改正に伴う所管課支援及び調整
設置管理条例及び施行規則のモデル作成

【財政課】

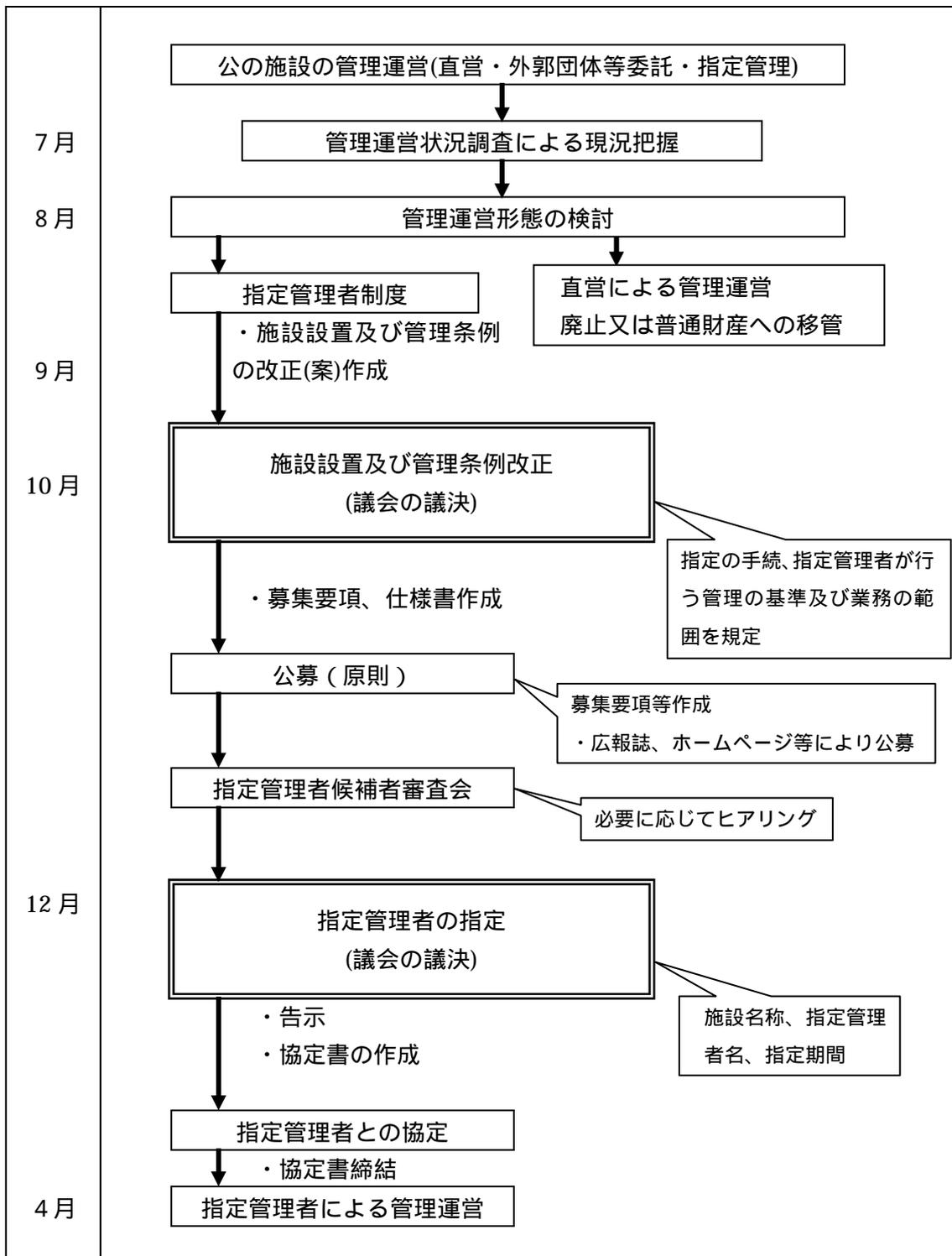
モデル協定書の作成
協定書作成に伴う所管課支援
募集要項、仕様書の作成に伴う所管課支援
申請書、事業計画書、収支予算書、実績報告書等の様式作成に伴う所管課支援
公募の調整と周知（複数の施設の指定管理者を一斉に公募する場合）
庄原市公の施設指定管理者候補者審査会設置要綱の制定
調査評価シートの作成
指定管理者候補者審査会の開催 指定管理者候補者の決定

【所管課】

支所所管課との連絡調整及び支援（本庁所管課）
対象施設の現状分析（本庁所管課・支所所管課）
指定管理者制度導入の適否検討（本庁所管課・支所所管課）
移行に係る事業計画の策定（本庁所管課・支所所管課）
利用料金制の導入検討（本庁所管課・支所所管課）
指定管理者制度により管理代行ができると想定される法人・団体の調査（本庁所管課・支所所管課）
設置及び管理条例及び施行規則の一部改正に伴う事務（本庁所管課）
募集要項、仕様書の作成（本庁所管課・支所所管課）
募集、指定申請書の受付から審査までの事務（本庁所管課・支所所管課）
指定管理者の議会議決に伴う事務（本庁所管課）
指定管理者の告示（本庁所管課） 総務課告示行為
協定書の作成と締結（本庁所管課・支所所管課）
その他、導入に向けて必要なこと（本庁所管課・支所所管課）

指定管理者の指定等に係る概ねの流れ

導入に向けたスケジュールモデル(参考) [平成 18 年 4 月から指定管理者を指定する場合]



上記スケジュールは 9 月議会又は臨時議会で条例改正、12 月議会で指定議決による場合のモデルとする。

制度導入に支障がない場合は、12 月条例改正、3 月指定議決とする。

公の施設の設置状況(平成 17 年 4 月 1 日現在)

学校は除く

部 名	施設数	条例数	主 な 施 設
総 務 部	2	1	駐車場
地域振興部	99	16	自治振興会館、楽笑座、クロカンパーク、鮎の里公園、かさべるで、リストアステーション、ゆめさくら、遊 YOU サロン東城、帝釈峡まほろばの里、緑の村
市民生活部	115	25	保育所、デイサービスセンター、保健センター、老人集会所、斎場
環境建設部	88	8	リサイクルプラザ、公園、市営住宅
教育委員会	121	15	公民館、図書館、体育館、郷土資料館、スポーツ広場、集会所
市民病院	1	1	西城市民病院
合 計	426	66	

公の施設管理運営状況

	直営管理による施設	管理委託による施設	指定管理者制度導入施設
現在(平成 17 年 4 月 1 日現在)	280	121	25

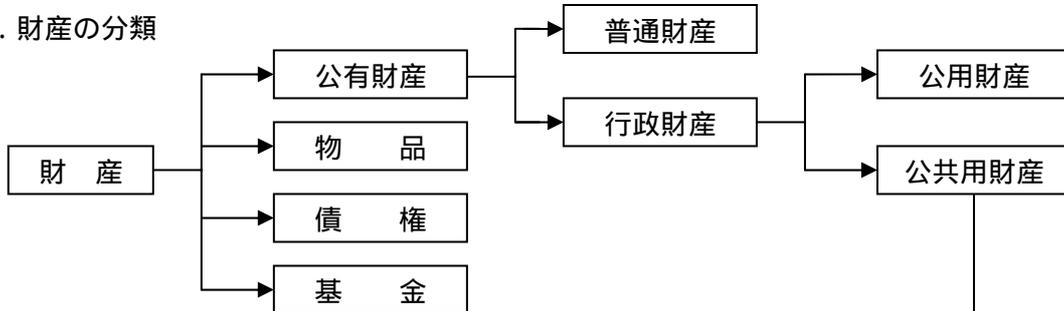
「公の施設」旧法と改正後の比較【地方自治法第 244 条の 2 第 3 項関係】

	直営の業務委託	管理委託制度(旧法)	指定管理者制度(改正法)
受託主体	限定なし 議員、長についての兼業 禁止規定あり(地方自治法 第 92 条の 2、第 142 条)	公共団体(土地改良区等)、公共 的団体(農協、生協、自治会等)、 地方公共団体が 1/2 以上出資 している法人に限定	法人その他の団体 法人格は必ずしも必要では ない。ただし、個人は不可。議 会の議決を経て指定される。
法的性格	私法上の契約関係 契約に基づく個別の事務 又は業務の委託	公法上の契約関係 条例を根拠として締結される 契約に基づく具体的な管理の 事務又は業務の委託	管理代行 指定(行政処分)により、公の施 設の管理権限を、指定を受けた 者に委任
公の施設の 管理権限	設置者たる市が有する		指定管理者が有する 管理の基準、業務の範囲は条 例で定める
施設の使用許可	受託者はできない		指定管理者が行うことができ る
基本的な 利用条件の設定	受託者はできない		条例で定めることを要し指定 管理者はできない
不服申立てに対する決定 行政財産の目的外使用許可 使用料の強制徴収	受託者はできない		指定管理者はできない
利用料金制度	採ることはできない	採ることができる	
損害賠償	市の責務 (国家賠償法第 2 条の 1)	市の責務。ただし、管理受託者・指定管理者の責めに帰すべき事由 による場合、市は求償権を有する。(国家賠償法第 2 条の 2)	

文章中の「法」は地方自治法をいう。

公の施設とは？

1. 財産の分類



行政財産とは

公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう

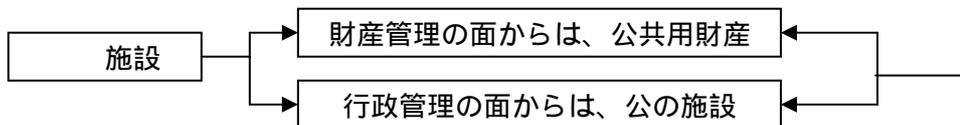
公用財産とは

直接、地方公共団体が公務のために使用し、あるいは公営事業のために使用する等行政主体が自己の公用に供する財産をいう

公共用財産とは

直接に住民の共同使用に供することを目的とする財産をいう

2. 「公の施設」の判断



(1) 公の施設とは

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう(法 244-1)

- 「住民」の利用に供するための施設であること
- 「住民の福祉」を増進する目的を有していること
- 「当該地方公共団体」の住民の利用に供するものであること
- 「物的施設」を中心とするものであること
- 普通地方公共団体が設ける施設であること

地方財務実務提要 参照

(2) 公の施設かどうかは、設置目的・住民の利用関係などを考慮して、実態に応じて判断する。

原則として公の施設とされないもの

試験研究所、競輪場・競馬場、留置場、観光ホテル、物品陳列所、官公庁舎、職員用宿舎等

法的事項

- ・ 設置及び管理に関する事項はこれを条例で定めなければならない(法 244-2-1)
- ・ 住民がそれを利用することを拒んではならない(法 244-1-2)
- ・ 住民がそれを利用するについて不当な差別的扱いをしてはならない(法 244-1-3)
- ・ 公の施設たる行政財産を民間等に貸し付けることは原則として許されていない(法 238-4-1)

3 . 指定管理者制度

- (1)指定管理者制度をとれないもの...個別法により指定管理者に管理を行わせることができないもの

個別の法律において公の施設の管理主体が限定されている場合には、指定管理者制度を採ることができない。しかし、個別の法律において公の施設の管理主体が限定されていない場合は、法令上、指定管理者制度を採ることは可能。

- (2)指定管理者が行えないもの

使用料の強制徴収(法 231-3)、不服申立てに対する決定(法 244-4)、行政財産の目的外使用許可(法 238-4-4)については、法令により地方公共団体の長のみが行えることとなっており、指定管理者に行わせることはできない。

4 . 公の施設の使用

- (1)使用料の考え方

使用料は、地方公共団体が所有する行政財産を特定の者に目的外使用させた場合又は地方公共団体が設置した公の施設を利用させた場合に、その使用又は利用という受益に対する反対給付として、その受益者から応益的に徴収されるものであり、使用料に関する事項は条例で定めなければならない(法 228-1)とされている。

- (2)目的外使用の許可について

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。(法 238-4-4)

行政財産によっては、本来の用途又は目的外に使用させても本来の用途又は目的を妨げないばかりか、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高めることもあり、本来の用途又は目的が阻害されない限り、行政財産の効率的利用の見地からみてその用途又は目的以外についても使用を認めることが適当であることがあるので、行政上の許可処分として使用させることが認められている。

目的外使用を許可する場合 将来公用又は公共用の必要に応じていつでもその利用関係を消滅させることを予想して容易に原状回復することができるようにしておく その期間はなるべく短い期間とする 等の点に留意する必要がある。

5 . その他

(1)不要となった行政財産の処分手続

行政財産のままでは処分ができない(法 238-4-1)ので、行政財産である建物を用途廃止し、普通財産に切り替えてから処分することになる。

なお、普通財産を行政財産とし、また、行政目的を失った行政財産を普通財産とするのは、法令で特別の定めをしていない限り(公の施設を廃止して普通財産とするには、条例廃止のための議決が必要となる。)地方公共団体の長の権限であり、財産管理規則等に基づいて行うこととなる。

○庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する 条例

平成17年3月31日

条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設(以下「施設」という。)の管理を行わせるもの(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体(以下「団体」という。)であって、指定管理者の指定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、指定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする施設(以下「当該施設」という。)の事業計画書

(2) 当該施設の管理に係る収支計画書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

2 前項の規定は、既に指定を受けている施設について、その指定期間満了後の再指定を受けようとする場合において準用する。

(選定の基準)

第3条 市長は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に定める申請書を受理したときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、施設の管理を行うに最も適当と認める申請者を指定管理者となるべき団体(以下「指定候補者」という。)として選定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が当該施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者の指定)

第4条 市長は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(事業報告書の作成、提出等)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後(指定期間の満了日が年度末でないときは、満了日の属する年度については、指定期間満了後)60日以内に、指定を受けた施設(以下「指

定管理施設」という。)に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長又は庄原市教育委員会(以下「市長等」という。)に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取消し、又は年度末を含む期間の業務の停止をされたときは、その日(以下「処分を受けた日」という。)から起算して30日以内に、当該年度の初日から処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 指定管理施設の利用に係る料金の収入の実績
- (3) 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の実態を把握するために必要な事項
(業務報告の聴取等)

第6条 市長等は、指定管理施設の管理の適正を期するため、定期又は必要に応じ、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)

第7条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、庄原市個人情報保護条例(平成17年条例第16号)第10条の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、指定管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても、同様とする。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が前3条の規定に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰する事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りではない。

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が指定管理者の責めに帰すことができない特別な事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三日市保育所の管理に関する条例(平成15年庄原市条例第31号)、庄原市スポーツ健康広場設置及び管理条例(平成5年庄原市15第10号)、庄原市民水泳プール条例(昭和52年庄原市条例第13号)、ひば道後山高原荘設置及び管理に関する条例(平成16年西城町条例第4号)、東城町地域資源循環活用施設設置及び管理条例(平成12年東城町条例第27号)、口和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年口和町条例第16号)、比和町農林業振興支援センターの設置及び管理に関する条例(平成16年比和町条例第20号)、比和の特産市場の設置及び管理に関する条例(平成16年比和町条例第19号)、総領町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年総領町条例第3号)又は庄原市外五カ町連合衛生施設組合廃棄物再生利用施設設置及び管理条例(平成16年庄原市外五カ町連合衛生施設組合条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年3月31日

規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第2条 市長は、指定管理者の指定を受けようとするものを、公募その他の方法により募集する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者に指定することで、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、相当程度の事業効果が期待できるときは、募集によらないことができる。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の募集を行うときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示する。

- (1) 当該施設の概要
- (2) 申請資格
- (3) 申請の受付期間
- (4) 選定の基準
- (5) 当該施設の管理基準
- (6) 当該施設の利用に係る料金に関する事項
- (7) 指定の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定申請書の提出等)

第3条 条例第3条第1項に規定する指定申請書は、様式第1号とし、同項第3号に規定する添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の記載事項証明
- (3) 当該指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長又は庄原市教育委員会(以下「市長等」という。)が必要と認める書類

(協定の締結)

第4条 条例第4条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、市長と指定管理施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 施設の利用に係る料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 管理に要する費用に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項
(事業報告書の提出等)

第5条 条例第5条第1項に規定する事業報告書は、様式第2号とし、同項第4号に規定する指定管理施設の管理の実態を把握するために必要な事項とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 個人情報の管理状況
- (2) 前号に定めるもののほか、市長等が必要と認める事項
(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

様式(省略)